

令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)

「令和 2 年度エコアクション21 CO2 削減プログラム補助事業」 間接補助事業者(担当地域事務局) 募集要項

一般財団法人持続性推進機構

1. 令和 2 年度エコアクション21 CO2 削減プログラム補助事業とは

令和 2 年度エコアクション21 CO2 削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業 (以下、「本事業」という。) は、『中小事業者による CO2 排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業に要する経費の補助を行う事業』である。

間接補助金は、サプライチェーンの重要な構成者である中小事業者等へ環境経営の専門家を派遣し、環境省が作成した「エコアクション21 CO2 削減プログラムの手引き」(以下、「Eco-CRIP の手引き」という。) を活用した、低炭素活動を行うために必要な経営スキルの習得支援と、社内における実践可能な環境経営体制の構築支援事業に必要となる業務費を対象に交付する。

本事業は中小事業者等の CO2 排出削減を第一の目的として実施する支援であり、環境経営体制の構築及び第三者認証に基づく環境マネジメントシステム (以下、「EMS」という。) の認証取得支援は、中小事業者等による持続的な CO2 排出削減を担保するためのツールと位置付けられた第二の目的である。

2. 用語の定義

本補助事業における用語の定義は以下の通りである。

- ① **補助事業者**：本事業のうち事業全体に係る運営を行う者であり、令和 2 年度の補助事業者は、一般財団法人持続性推進機構 (以下、「IPSuS」という。)
- ② **間接補助事業者**：地域において間接補助事業を行う者であり、IPSuS より選定された担当地域事務局
- ③ **支援相談人**：EMS 審査員で、IPSuS より委嘱を受けた者
- ④ **参加事業者**：本事業に参加を申し込み、採択を受けた中小事業者等
- ⑤ **事業実施規程**：本事業の運営にあたっての規則を定めた「令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業) 事業実施規程」
- ⑥ **交付規程**：本事業の間接補助金に関する規則を定めた「令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業) 交付規程」

3. 間接補助事業者（担当地域事務局）

3.1. 業務の概要

- ① 本事業の周知
- ② 支援相談人に対する本事業に係る説明及び本事業に係る連絡及び調整
- ③ 参加事業者、支援相談人、及びその他の者からの本事業に関する問い合わせ対応
- ④ 参加事業者の採択
- ⑤ 参加事業者に派遣する支援相談人の選任
- ⑥ 支援相談人による支援状況、支援報告及び CO2 排出量算定結果の確認
- ⑦ 補助事業者に対する、地域における事業の進捗状況、事業の実施結果、その他本事業の運営に必要な事項に関する報告
- ⑧ 支援相談人及び要件を満たした参加事業者に対する業務費の支払い
- ⑨ 支援相談人の管理監督
- ⑩ その他担当地域における本事業の遂行に必要な事項

3.2. 業務費

間接補助事業者（担当地域事務局）の業務費は、1 事業者あたり、5 回支援の場合は 35,000 円、3 回支援の場合は 31,000 円（それぞれ消費税込）とする。間接補助事業者（担当地域事務局）の業務費は、本要項 3.1.の業務を行う上で必要となる経費のうち、従事する者の人件費とする。

間接補助事業者（担当地域事務局）の業務費は、本事業で交付される間接補助金から支払われ、間接補助金は間接補助事業者（担当地域事務局）による交付申請に基づき、IPSuS が間接補助事業者（担当地域事務局）に対して給付する。

ただし、間接補助事業者（担当地域事務局）が交付申請を行わなかった場合、または担当した参加事業者が補助対象としての要件を満たしていない場合（担当する参加事業者が支援の途中で Eco-CRIP の取組を中止した、あるいは支援相談人及び担当する参加事業者が支援相談人を通して所定の様式による取組報告（内容が適切な訪問支援業務報告書、CO2 データ等）を所定の期日までに行わなかった等）は、当該参加事業者分の間接補助金は交付されない。参加事業者の責によって補助対象から除外された場合、間接補助事業者（担当地域事務局）は、業務費を参加事業者に対して請求することができる。

4. 間接補助事業者（担当地域事務局）の選定

4.1. 必要要件

間接補助事業者（担当地域事務局）は、以下の全てを満たす EMS の第三者認証に係わる事務局（以下、「EMS 事務局」という。）とする。

- ① EMS 事務局として 5 年以上の経験年数を持ち、かつ、50 社以上の担当事業者を持つこと。
- ② EMS 事務局として担当する事業者のうち、非正規雇用者を含む従業員数が 100 人未満である事業者の割合が 80%以上であること。
- ③ 本要項 3.1 の遂行能力を有すること。

4.2. 審査基準

申請内容に基づき本要項 4.1.および以下の項目を評点化し、総合的な判断を行う。

- ① 専門性、活動地域を勘案し、かつ、公平性に配慮した支援相談人の選任
- ② 支援相談人に対する本事業の説明方法
- ③ 支援相談人から受ける報告などの確認体制及び方法
- ④ 申請内容の実現可能性

4.3. 選定方法

間接補助事業者（担当地域事務局）の選定にあたっては、IPSuS が EMS 事務局の中から公募し、申請内容を本要項 4.2.に基づき IPSuS において評価を行い、採否を決定する。

4.4. 選定数

間接補助事業者（担当地域事務局）の選定数は、10 団体程度をその目安とする。

4.5. 選定期間

間接補助事業者（担当地域事務局）の選定期間は、選定の日から 2021 年 3 月 31 日までとする。

4.6. 間接補助事業者（担当地域事務局）の申込方法等

① 申込書類

- 間接補助事業者交付申請書及び実施計画書

② 申込方法

間接補助事業者（担当地域事務局）として選定されることを希望する EMS 事務局は、下記 URL より所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上（手書き不可）、電子メール（データ添付）で送付することにより、申込を行う。なお、印刷物の郵送及び申込書類の持参による申込は、受け付けない。

- URL : <http://ea21.jp/files/eco-crip/kanho-moushikomi-2020.docx>
- 申込期限：2020 年 6 月 12 日(金)（メールの件名：Eco-CRIP_EMS 事務局名）
- 申込先：eco-crip3@ea21.jp

③ 選定結果の通知

IPSuS は、応募した全ての EMS 事務局に対して、2020 年 6 月 15 日（月）を目途に、補助事業管理委員会における採否の結果を電子メールで通知する。

④ 間接補助事業者（担当地域事務局）研修会への説明会

IPSuS において間接補助事業者（担当地域事務局）として承認を得た EMS 事務局に向けた本事業の説明会を実施する。

5. 注意事項

- ① 間接補助事業者（担当地域事務局）は、Eco-CRIP 補助事業の実施にあたり、事業実施規程、交付規程、Eco-CRIP の手引きを遵守すること。
- ② 間接補助事業者（担当地域事務局）の募集に係る問い合わせは、電子メールのみで受け付ける。
問い合わせ先：eco-crip3@ea21.jp